

(趣旨)

**第1条** 市は、生活環境基盤の改善及び定住化の促進を図るため、日常生活に必要な生活用水（炊事、風呂、洗面、洗濯、便所等において使用する水で、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に適合しないものも含む。以下「生活用水」という。）の確保を目的とした施設を整備する者に対し、予算の範囲内において三次市生活用水施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象区域)

**第2条** 第4条で規定する補助金の補助対象区域は、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）別表第1に定める三次市水道事業の項給水区域の欄に掲げる給水区域以外の区域とする。ただし、給水区域内であっても、給水の供用開始が1年以内に見込まれない区域で、給水供用開始後速やかに三次市水道事業に加入することを約する場合には、補助対象区域とすることができるものとする。

(補助対象の要件)

**第3条** 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を具備していなければならない。

- (1) 補助対象施設で生活用水の供給を受ける住居に住所を有する者（補助対象施設で生活用水の供給を受ける住居に住所を有することが確実な者を含む。）
- (2) 生活用水を確保しようとする者
- (3) この告示による補助金の交付を過去5年以内に受けたことがない者（生計を一にする者を含む。）。ただし、過去5年以内に交付決定を受けた場合であっても、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

ア 別事業要件 既に補助金の交付を受けた施設と異なる種類の施設に係る申請又は次条に定める補助金の種類が異なる申請の場合。ただし、既に補助金の交付を受けた施設の修繕や改良を含めない。

イ 能力評価要件 水量がおおむね半減し、新たな事業により改善が見込まれる場合等であって、既に補助金の交付を受けた事業では目的が果たせない場合

- (4) 市税及び市公共料金を完納している者（生計を一にする者を含む。）

(5) 受益者人数が100人を超えないこと。

(6) 1日最大給水量が20立方メートルを超えないこと。

2 前項各号に掲げる要件を具備している場合であっても、営利目的、事業所、店舗、地域の集会所、共同住宅、貸家等の建築に伴う新設工事若しくは開発行為又はこれらに準じる行為に伴うものについては、補助の対象としない。

(補助金の区分、補助率及び補助限度額)

**第4条** 補助金の区分はA、B及びCの3種類とし、補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 前条第1項第3号ただし書に規定する要件に該当する場合の補助率及び補助限度額は、前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げるとおりとする。

3 補助金Cの申請戸数が5戸以上の場合の補助限度額は、第1項の規定による補助限度額に別表第3に掲げる1戸当たりの平均配管延長の区分に応じ加算した額とする。なお、前条第1項第3号ただし書に規定する要件に該当する場合の加算する額は、別表第4に掲げるとおりとする。

4 補助金Cの申請戸数が10戸を超える場合は、市と協議の上、適切と認められる場合のみ申請することできる。ただし、地縁団体として申請する団体に限る。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金Aの補助対象経費は、次の各号に掲げる施設等の新設かつ、当該補助対象施設を利用する者1人につき1日当たり300リットル以上の水量が安定的に確保できる施設に係る経費とし、第8条に規定する申請をした日の属する年度内に工事が完了するものを対象とする。ただし、設備機器等の修繕や消耗品の交換に係る経費は補助の対象としない。

(1) 水源施設

(2) 配管設備（宅外部分に限る。）

(3) 貯水設備

(4) 前3号に伴う経費

(5) 水質確認に伴う経費

**第6条** 補助金Bの補助対象経費は、次の各号に掲げる施設等の新設に係る経費とし、水質検査において基準が満たされない場合かつ、第8条に規定する申請をした日の属する年度内に工事が完了するものを対象とする。ただし、浄水器等の設備機器等の修繕や消耗品の交換に係る経費は補助の対象としない。

(1) 水質改善器具及び水質改善設備

- (2) 前号に伴う経費
- (3) 水質確認に伴う経費

**第7条** 補助金Cの補助対象経費は、次の各号に掲げる施設等の新設かつ、当該補助対象施設を利用する者1人につき1日当たり300リットル以上の水量が安定的に確保できる施設に係る経費とする。ただし、設備機器等の修繕や消耗品の交換に係る経費は補助の対象としない。

- (1) 水源施設
- (2) 配管設備（宅外部分に限る。）
- (3) 貯水設備
- (4) 前3号に伴う経費
- (5) 水質確認に伴う経費

（市代行事務）

**第8条** 補助対象施設Cの測量設計業務は市が代行することができるものとし、市が代行する場合の測量設計業務の費用は市の負担とする。ただし、代行する業務の経費は、市長が必要と認めるものに限る。

2 第4条第2項の規定により10戸を超えて補助金Cの交付を受けようとする者のうち、新たな水源を確保しようとする場合は、市長が特に必要と認める場合に限り、その設備事業を市が代行することができるものとし、市が代行する場合の水源にかかる設備費及び工事費用は市の負担とする。ただし、代行する設備事業の経費は、市長が必要と認めるものに限る。

3 前2項の業務及び事業の実施後において、何らかの事由により申請を取り下げの場合は、業務及び事業に要した経費の全てを申請者が負担するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

4 第2項で市が代行した水源設備については、事業完了後30日以内に市から申請者に移譲するものとする。この場合において、申請者が移譲を拒む場合は、代行した費用を申請者が全額負担するものとする。

（補助金の交付申請）

**第9条** 申請者は、三次市生活用水施設補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施位置図
- (2) 受益者一覧表兼市税等納付状況閲覧承諾書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の見積書

- (4) 水道加入誓約書（様式第3号）（第2条ただし書に該当する場合）
- (5) 申請時の水質検査結果（補助金Bの場合）
- (6) 申請設備等計画概要書（様式第4号）
- (7) 住所変更確約書（様式第5号）（補助金申請時に補助対象施設で生活用水の供給を受ける住宅に住所を有していない場合）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助金Cによる申請の場合、申請内容の施工及び補助金交付は、原則申請年度の次年度に行うものとする。

（補助金の交付決定等）

**第10条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査を行い適当と認めるときは、三次市生活用水施設整備補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請の変更等）

**第11条** 申請者が、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに三次市生活用水施設整備補助金事業計画変更承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金申請額の増額又は減額
- (2) 申請の取下げ
- (3) 事業が期間内に完了しない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要な変更事項

2 市長は、前項の申請書により補助金交付決定額に変更が生じた場合は、三次市生活用水施設補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

**第12条** 申請者は、事業が完了したときは、完了通知書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費明細書
- (2) 設備詳細図
- (3) 工事写真（完了前に行う市立会の検査写真を含む。）
- (4) 対象設備設置後の水質試験結果報告書
- (5) 水量試験結果報告書（写真及び計算方法を含む。）
- (6) 工事契約書及び領収書

2 市長は、前項に規定する完了通知書が提出されたときは、内部審査のうえ、補助金の額を確定

し、三次市生活用水施設整備補助金交付確定通知書（様式第10号）により資格者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の額の確定後、三次市生活用水施設整備補助金交付請求書（様式第11号）による資格者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

**第13条** 市長は、申請者又は申請者であった者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この告示に違反したとき。
- （2） 補助施設の整備方法が妥当性を欠くと認めるとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が補助を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

**第14条** 市長は、前条の規定に基づき補助金の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、資格者又は資格者であった者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（指揮監督及び検査）

**第15条** 市長は、事業の実施に関して必要な報告を求め、若しくは指示を行い、又は職員に随時必要な検査をさせることができるものとする。

（その他）

**第16条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（三次市飲用水施設補助金交付要綱の廃止）

2 三次市飲用水施設補助金交付要綱（平成18年三次市告示第79号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の三次市飲用水施設補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（次年度に係る効力）

4 第8条第2項の規定中次年度に係る部分については、当該年度に係る予算措置が認められた場

合に限り、その効力を有するものとする。

(この告示の失効)

5 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (令和3年3月31日告示第58号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月7日告示第41号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年11月9日告示第249号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年11月9日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の三次市生活用水施設整備補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市生活用水施設整備補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (令和6年3月29日告示第95号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の改正規定は、令和6年3月30日から施行する。

**附 則** (令和8年4月1日告示第 号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助金の区分		補助率	補助限度額
補助金A	3戸以下を対象とする水源施設設置工事	2分の1	50万円（2戸以上の場合、1戸当たり25万円ずつ加算）
補助金B	水質改善設備設置工事		35万円
補助金C	4戸以上10戸以下を対象とする水源施設設置工事		150万円

別表第2（第4条関係）

補助金の区分		補助率	補助限度額
補助金A	3戸以下を対象とする水源施設設置工事	4分の1	25万円（2戸以上の場合、1戸当たり12万5千円ずつ加算）
補助金B	水質改善設備設置工事		17万5千円
補助金C	4戸以上10戸以下を対象とする水源施設設置工事		75万円

別表第3（第4条関係）

1戸当たりの平均配管延長	加算される額	備考
100m未満	35万円	水源施設内及び貯水施設内の配管は含まない。
100m以上120m未満	42万円	
120m以上140m未満	49万円	
140m以上160m未満	56万円	

160m以上180m未満	63万円	
180m以上	70万円	

別表第4（第4条関係）

1戸当たりの平均配管延長	加算する額	備考
100m未満	17万5千円	水源施設内及び貯水施設内の配管は含まない。
100m以上120m未満	21万円	
120m以上140m未満	24万5千円	
140m以上160m未満	28万円	
160m以上180m未満	31万5千円	
180m以上	35万円	